2023年7月

IFRS S2 *気候関連開示*とTCFD提言との比較

本文書は、IFRS財団のスタッフが利害関係者の理解のために作成したものである。本文書で述べられている見解は、作成したスタッフのものであり、必ずしも国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の見解や意見ではない。この文書の内容はアドバイスを構成するものではなく、ISSBが発行した権威ある文書ともみなされるべきでない。

はじめに

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が発行した IFRS S2*気候関連開示*の要求事項は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が発行した4つの中核的提言および 11 の推奨開示を統合しており、それらと一致している。*[1] IFRS S2 がTCFD 提言と異なる領域は、TCFD の中核となる提言や推奨される開示ではない。そのため、本文書では、IFRS S2 と TCFD のガイダンスとの相違を記載している。

IFRS S1「*サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求*」は、企業がサステナビリティに関連するリスク及び機会に関する情報を開示するための包括的な要求事項を規定している。IFRS S1のコアコンテンツに関する要求事項も、TCFDの提言を統合している。

IFRS S1に基づき、IFRS S2は、特に気候に関連するリスク及び機会に関連する補足的要求事項を規定している。

IFRS S1は、企業がその情報を開示する方法に関する一般的な要求事項と、完全な1組のサステナビリティ関連の財務情報の開示を提供するための特定の要求事項を定めている。例えば、IFRS S1では、IFRS S2で要求される開示にも適用される情報の集計と細分化に関する要求事項が規定されている。

したがって、企業は、IFRS S1を適用する際に、TCFDの中核的な提言を超えた情報の開示を要求される可能性がある。

以下の表は、関連する適用指針を含むIFRS S2の中核的内容の要求事項とTCFDの中核的提言、推奨される開示及び指針との間のいくつかの相違点を要約したものである。これらの違いには3つの形態がある。具体的には:

- IFRS S2はTCFD提言と同じ情報を得るために、**異なる文言**が用いられている。言い換えれば、これらの場合、IFRS S2の要求事項は、TCFD提言と概ね整合的であると説明されている。
- IFRS S2は、TCFD提言に沿った**より詳細**な情報が必要である。
- IFRS S2は、TCFDガイダンスとは**異なる**が、TCFD全体の提言とは異なっていない−主に、いくつかの追加的な要求事項とガイダンスを提供している。

*1　TCFDの枠組みは、4つの中核的な提言(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標) 、11の推奨される開示、全部門および部門別のガイダンスから構成されている。ガイダンスは提言の実施には情報を提供するが、正式な提言の一部ではない。

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
ガバナンス 気候関連のリスク及び機会に関する組織のガバナンスを開示する。	**ガバナンス** 気候に関連するリスク及び機会を監視、管理、監督するために用いられるガバナンスのプロセス、コントロール、手続きを理解する。
推奨開示 a) 気候関連のリスク及び機会についての、取締役会による監視体制を説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 a) と概ね整合的である。 IFRS S2では、**より詳細な情報**の開示が求められている。たとえば、気候関連のリスク及び機会に対するガバナンス機関または個人の責任が、参照、権限、役割規程、およびその他の関連する事項が該当機関または個人に対してどのように反映されているかなどである。
推奨開示 b) 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 b) と概ね整合的である。

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
戦略 気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合に開示する。	**戦略** 気候に関連するリスク及び機会を管理するための企業の戦略を理解する。
推奨開示 a) 組織が識別した短期・中期・長期の気候関連のリスク及び機会を説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 a) と概ね整合的である。 1. また、IFRS S2では、気候に関連するリスク及び機会を特定する際に、**産業別のガイダンスの中で、産業別の開示トピック**の適用可能性について参照し、検討することを企業に求めている。 また、IFRS S2では、企業のビジネスモデルやバリューチェーン上のリスク及び機会がどこに集中しているかについて、**より詳細な情報開示**が求められている。

続く

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
推奨開示 b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する。	IFRS S2は、推奨開示 b) と概ね一致している。 気候に関連するリスク及び機会の影響を説明するにあたって、IFRS S2では**より詳細な情報**が求められている。例えば、特定されたリスク及び機会に対して企業がどのように対応してきたか、また今後どのように対応するかを開示するにあたって、企業は自社が持っている移行計画と、自社が気候関連の目標をどのように達成するかを開示することが求められる。 IFRS S2は、企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに対するリスク及び機会の現在および予想される影響に関する開示を提供する際に、**定量的および定性的情報が必要となる場合の基準**を定めている。企業が**リスクや機会の影響を個別に特定できない場合や、関連する測定の不確実性のレベルが高すぎる場合など**、一部の状況では定性情報のみの開示が許容される。 IFRS S2は、予想される財務的影響に関する開示を準備する際、企業に対し、**報告日時点で入手可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を過度の費用や労力をかけずに使用すること、また企業の状況に見合ったアプローチ**を使用することを求めている。

続く

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
推奨開示 c) 2℃以下シナリオを含む、様々な気候関連シナリオに基づく検討を踏まえて、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 c) と概ね整合的である。しかし、IFRS S2では、企業が気候関連のシナリオ分析で使用することが求められる特定のシナリオを明記していない。 IFRS S2は、以下のレジリエンスに関する**追加情報**を要求している: • 企業が評価の際に考慮した重要な不確実性の領域 • 企業の戦略や事業モデルを長期にわたって調整し適応させる能力 • 気候関連のシナリオ分析がいつ、どのように行われたかの詳細 IFRS S2では、気候関連のシナリオ分析を行う際に、**企業の状況に見合ったアプローチを使用し、過度の費用や労力をかけることなく、報告日時点で入手可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮すること**を求めている。

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
リスク管理 気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。	**リスク管理** 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、監視するためのプロセスを理解する。これには、それらのプロセスが企業全体のリスク管理プロセスに統合され、総合的リスク管理プロセス情報が提供されるかどうか、またその方法が含まれる。
推奨開示 a) 組織が気候関連リスクを識別・評価する組織のプロセスを説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 a) と概ね整合的である。 IFRS S2は、**より詳細な情報**の開示を要求している。具体的には: • リスクを特定するために使用する入力パラメータ(例えば、データソース、対象とする事業の範囲、前提条件の中で使用されている詳細) • リスクを識別するために、企業が気候関連のシナリオ分析を利用しているか、また、どのように利用しているか • リスクの識別、評価、優先順位付け、監視に使用するプロセスを、以前の報告期間と比較して変更したかどうか また、IFRS S2では、**機会**の識別、評価、優先順位付け、監視に使用されるプロセスに関する**追加的な開示**を明示的に要求している。
推奨開示 b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 b) と概ね整合的である。IFRS S2におけるリスク管理開示要求事項は、気候に関連するリスク及び**機会**を識別、評価、優先順位付け、監視するために用いられるプロセスに関する情報を提供することに焦点を当てている。*[2]

続く

*2 一般目的の財務報告書の利用者が、リスクと機会を管理するための企業の戦略を理解できるようにする情報は、IFRS S2の戦略開示の要求事項で求められている。

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
推奨開示 c) 組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが、組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 c) と概ね整合的である。 IFRS S2では、**機会**の識別、評価、優先順位付け、監視に使用されるプロセスが、企業の総合的リスク管理プロセスにどの程度、またどのように統合され、情報を提供するかについて、明示的に**追加的な開示**を要求している。

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
指標と目標 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する。	**指標と目標** 設定した気候関連の目標や、法令又は規制によって達成することが義務付けられている目標に対する進捗状況を含め、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解する。
推奨開示 a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する。	IFRS S2では、TCFDガイダンスと同様に、産業横断的指標カテゴリーを要求している。 さらに、IFRS S2では、企業のビジネスモデルや活動に関連する**産業別指標**開示が求められている。

続く

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
推奨開示 b) スコープ1、スコープ2、及び当てはまる場合はスコープ3の温室効果ガス(GHG)排出量と、その関連するリスクを開示する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 b) と概ね整合的である。 IFRS S2では、事業者のGHG排出量に関する**追加的な開示**が求められており、以下の事項が含まれる: • (1)連結会計グループ、(2)連結会計グループに含まれない関係会社、共同支配企業、非連結子会社又は関係会社について、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量を区分して開示; • ロケーション基準のアプローチを用いたスコープ2のGHG排出量と、利用者の理解を得るために必要な契約文書に関する情報 • 事業者が資産運用、商業銀行、または保険事業で活動を行っている場合は、**事業者のファイナンスに関わる排出**に関する**追加情報を含む**、スコープ3のGHG排出量の開示 • スコープ3のGHG排出量の測定に用いられる測定アプローチ、インプットおよび仮定に関する情報 さらに、IFRS S2では、スコープ3のGHG排出量の開示を作成するためのガイダンスを提供するための**スコープ3の測定フレームワーク**を規定している。 IFRS S2では、事業者に対して、GHG排出量の開示を構成するガスごとに細分化することを明示的に要求していないが、IFRS S1では、そのような細分化が重要な情報を提供する場合に必要となる構成要素ガスの開示をもたらすような細分化に関する要求事項が含まれている。

続く

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

TCFD提言、推奨される開示及びガイダンス	IFRS S2 *気候関連開示*
推奨開示 c) 組織が気候関連のリスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する。	IFRS S2は、TCFD推奨開示 c) と概ね整合的である。 IFRS S2は、例えば、気候変動に関する最新の国際的合意がどのようにして目標に情報を提供したか、また、目標が第三者によって検証されたかどうかについての開示を要求する点で、**TCFDのガイダンスとは異なる。** IFRS S2では、企業のネットのGHG排出目標を達成するために**意図的なカーボンクレジットの使用**に関する**追加情報**を含め、GHG排出目標に関する**より詳細な情報**の開示が求められている。 IFRS S2には、各目標の設定・見直しのアプローチに関する情報を開示し、また、目標が**部門別脱炭素化アプローチ**を用いて導出されたかどうかを含め、各目標に対する進捗状況をどのように監視しているかについての**追加的な要求事項**も含まれる。

当資料は、スタッフが2023年7月にIFRS財団から公表された" Comparison IFRS S2 *Climate-related Disclosures* with the TCFD Recommendations"を日本語に翻訳した。

黒太字:TCFD提言に沿ったIFRS S2の追加的な内容
赤太字:TCFD提言にないIFRS S2の要求事項

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **sustainability_licensing@ifrs.org**

ifrs.org

International Financial Reporting Standards®, IFRS Foundation®,
IFRS®, IAS®, IFRIC®, SIC®, IASB®, ISSB™, IFRS for SMEs®

Copyright © 2023 IFRS Foundation